

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針
  - ・満期保有目的の債券等・・・償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度。
- (2) 兵庫県社会福祉協議会の民間社会福祉事業職員退職共済制度。
- (3) 阪神共同福祉会退職金制度。（園田苑のみ）

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 「法人本部」拠点区分（社会福祉事業）  
法人本部
  - イ 「園田苑」拠点区分（社会福祉事業）  
園田苑（介護老人福祉施設）  
園田苑（通所介護）  
園田苑（訪問入浴）  
園田苑（生活援助員派遣事業）  
園田苑（居宅介護支援事業）  
園田苑（訪問介護）  
グループハウス尼崎  
尼崎市「園田南」地域包括支援センター  
園田苑（認知症デイ）  
Zen（通所介護）  
園田苑（小規模）
  - ウ 「善法寺保育園」拠点区分（社会福祉事業）  
善法寺保育園
  - エ 「南清水保育園」拠点区分（社会福祉事業）  
南清水保育園
  - オ 「浜つばめ保育園」拠点区分（社会福祉事業）  
浜つばめ保育園
  - カ 「浜保育園」拠点区分（社会福祉事業）  
浜保育園

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	562,942,120	20,700,360	24,069,662	559,572,818
建物附属設備	40,708,230	0	5,373,095	35,335,135
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	603,650,350	20,700,360	29,442,757	594,907,953

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	983,647,900	424,075,082	559,572,818
建物附属設備(基本財産)	259,603,671	224,268,536	35,335,135
建物(他の固定資産)	121,525,040	24,038,596	97,486,444
建物附属設備(他の固定資産)	11,896,679	5,052,223	6,844,456
構築物	18,393,468	7,241,265	11,152,203
機械及び装置	6,457,400	5,129,716	1,327,684
車両運搬具	26,824,660	21,427,059	5,397,601
器具及び備品	179,905,380	153,272,991	26,632,389
ソフトウェア	2,145,150	2,145,150	0
合計	1,610,399,348	866,650,618	743,748,730

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以 上